

「第4次高知県社会貢献活動支援推進計画（案）」へのご意見に対する考え方

「第4次高知県社会貢献活動支援推進計画(案)」について、平成30年12月17日(月)から平成31年1月15日(火)まで県民の皆様からのご意見を募集しましたところ、1名から10件の意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とご意見に対する考え方について、下記のとおり取りまとめましたので、公表します。

ご意見をお寄せいただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

なお、複数のご意見をいただいている場合は、その趣旨に沿って分類・整理したうえで記載させていただいておりますので、ご了承ください。

番号	該当頁	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	P. 2 P. 3 P.17 ～ P.23	<p>(計画策定に向けた新たな動き)</p> <p>社会貢献活動団体を取り巻く動向として次の3つの動きが注目される。</p> <p>①現在、内閣府が中心となって民間公益活動促進のための休眠預金等活用に向けた動きが進んでおり、休眠預金等の額は毎年700億円程度と推計されている。</p> <p>②2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs、世界が2016年から2030年までに達成すべき17の環境や開発に関する国際目標)について、自治体や企業、NPO等で導入が進んでいる。</p> <p>③2018年の社会福祉法の改正において、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みが努力義務化されており、県内でも地域の居場所づくりなど取り組みが進み始めている。</p> <p>本計画の策定にあたっては、社会貢献活動団体に影響するこうした新たな動きを押さえながら、県内の社会貢献活動の推進に向けた支援策(P.17～23)を検討していく必要があるのではないか。</p>	<p>休眠預金等活用や「持続可能な開発目標(SDGs)」、社会福祉法の改正の動きにつきましては、P.3に「(5)社会貢献活動をめぐる新たな動き」という項目を新たに追加し、現状について記載することとします。</p> <p>なお、これらの動きも含め、必要な情報については、基本方針Ⅰの実施項目2の「②NPOに対する補助、助成等の情報提供」の取組として情報提供していくこととしています。</p>

番号	該当頁	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
2	P. 4 P.13 P.16	<p>(第1次計画から第4次計画への重点施策の整合性)</p> <p>条例施行後10年間は社会貢献活動の量を増やすこと、その後は質的向上に力点を置いた支援、第2次計画では寄付文化の醸成、第3次は社会貢献活動団体の地域づくりへの参画と災害時における機能発揮と各計画期間における重点策が明確であったが、今回の重点策が明確でない。取組目標や成果目標に、NPO法人の増加が掲げられているが、なぜ第1次計画で掲げた社会貢献活動の量的拡大かえったような「社会貢献活動団体の増加」になるのか。</p> <p>また、社会貢献活動を行ううえでNPO法人格は一つの形態であり、設立後の活動形態に合わせて法人格の選択を進めることが重要である。本計画では、「社会貢献活動団体の増加」ではなく、既存のNPOの信頼性及び質的向上を図ることを重点策とし、そのための活動環境の整備を進めることを取組目標とすべきではないだろうか。</p>	<p>本計画では、重点策との表現は使用していませんが、計画の目標の中に、取組目標として「気軽に社会貢献活動」の気風づくり、「教育・研究機関などと連携した若年層が参加しやすい仕組みづくり」を定めており、多くの県民が社会貢献活動に参加することで活動の活性化を目指すこととし、その活性化の度合いを測る指標の1つとして、NPO法人数の増加を取組の成果目標としています。</p> <p>また、「社会貢献活動を知ってもらう取組」や「財政基盤の充実に向けた取組」など、本計画全般の取組を通じて、NPOを含む社会貢献活動を活性化し、活動が広がることで、NPOに対する信頼性や質の向上につながるものと考えています。</p>
3	P.16	<p>(第3次計画と第4次計画の連続性が不明)</p> <p>第3次計画P.17の基本方針及び実施項目について、何が達成できて何が達成できていないのかの取組の評価が記載されておらず、そのことによって第4次計画で基本方針や実施項目(P.16)をどう変え、なぜこの項目になったのかつながりが不明確な改定となっており、読み手にとって分かりにくくなっている。</p>	<p>本計画は、第3次計画に定めた、基本方針、実施項目に基づく具体的な取組ごとに評価を行うとともに、NPO法人などを対象に実施したアンケートの結果を踏まえ、成果(P.9からの「第2 第3次高知県社会貢献活動支援推進計画の成果」と課題(P.10からの「第3 社会貢献活動団体の課題」)を整理し、それに基づき作成しています。</p> <p>なお、そのことを明確にするため、P.10の「第3 社会貢献活動団体の課題」の「…、第3次計画に掲げられた具体的な取組の結果や、…」の記載を「…、第3次計画に掲げられた具体的な取組の評価結果や、…」に改めます。</p>

番号	該当頁	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
4	P. 9 ～ P.10	<p>(第3次計画の成果について)</p> <p>第3次計画の成果しか記載されておらず、5年間の取り組んだ課題についてふれられていない。</p> <p>また、5項目の成果が掲げられているが、本来であれば第3次計画の基本方針Ⅰ～Ⅳそれぞれについて評価すべきであるが記載されていない。第3次計画の評価指標の何を達成し、何が未達成なのかも不明である。</p> <p>こうしたことをこの計画の中で明らかにして、目標に既に届いているものは取組を継続し、その成果のうえに立って取組を充実すること、成果が十分に上がっていないものは、その他の新規の取組とともに第4次計画の中で施策のバージョンアップを行い、PDCAサイクルをまわす計画にすべきと考える。</p>	<p>第3次計画の課題については、P.10からの「第3 社会貢献活動団体の課題」に記載しています。</p> <p>また、第3次計画の評価については、本計画には記載しておりませんが、具体的な取組ごとに実施した上で、本計画を作成しています。</p> <p>本計画の取組については、「高知県ボランティア・NPOセンター」を中心に実施し、PDCAサイクルを回してその進捗管理をしっかりと行っていくこととしています。</p>
5	P. 6 P.13 P.16 P.24 P.31 P.32	<p>(成果目標及び取組目標)</p> <p>P.6にも記載があるようにNPO法人の数は平成29年度末までの19年間で332法人増加したが、平成25年～29年の5年間では30法人と、平成11年～15年の5年間の107法人と比べても大きく減少し、また、年ごとの設立数が逡減し、NPO法人の設立数と解散数がほぼ拮抗するような現在の状況となっている。地域での人口減少が進むなかで、NPO法人の332法人から370法人への増加が適切な目標値となっているか。</p>	<p>目標値については、県民のニーズや地域の課題が多様化していること、今まで以上に多くの県民が社会貢献活動に参加していただくことを目指して370法人としています。</p>

番号	該当頁	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
6	P.1 P. 6 ～ P.12	(社会貢献活動団体等の課題整理) 本計画の支援の対象となる社会貢献活動団体は、NPO 法人に限らず任意団体や地縁団体、社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人と計画で整理されているが、社会貢献活動団体の現状・課題分析はNPO 法人のみを対象としたものとなっている(P.17 以降の取り組みもNPO 法人と限定されているものが多い)。また、社会貢献活動団体以外の県や市町村、事業者、社会貢献活動拠点センターの各主体については、現状や課題整理が十分に行われていない。社会貢献活動の推進に向けて、各主体の現状・課題を整理し、支援策を検討していくことも重要と考える。	社会貢献活動団体の現状及び課題の分析については、社会貢献活動を中心に行っている団体で、かつ毎年度事業報告書の提出等により、正確な情報が得られるNPO法人を対象に行っています。 また、本計画は、高知県ボランティア・NPOセンターを中心に社会貢献活動団体の課題に対する支援を実施して社会貢献活動を活性化していくことを目指しているため、NPO法人の現状及び課題に的を絞って記載しています。
7	P.18	(具体的な取組について意見) 「財政基盤」に関する取組では、休眠預金等の活用に向けた取組を県として検討又は推進していくことが必要と考える。	上記「1」のとおり、必要な情報については本計画の取組の中で情報提供していきます。
8	P.18	(具体的な取組について意見) 「認定NPO法人への移行促進」について、現認定要件では取得が難しく新規認定法人の増加が少ない。NPO法人のファンドレイジング力の強化と県民の寄附意識の促進を図るために、条例による個別指定(現認定要件より緩和された要件設定)に向けた制度の検討について言及すべきと考える。	条例による個別指定は、通常の認定に比べて税制優遇の率は低いことから、今後、他県の実績や効果なども踏まえて検討していくことが必要なため、本計画には記載していません。
9	P.18	(具体的な取組について意見) NPO法人への寄附促進について、なぜNPO法人に限定しているのか？地道な活動が認められている任意団体も多く、そのような団体への寄附促進の支援も考えていく必要があるのではないか。	寄附促進の取組については、NPO法人に限定するものではないため、P.18の「2 財政基盤」の「…やNPO法人への寄附を促進…」を「…やNPOへの寄附を促進…」に、「⑤ NPO法人への寄附の促進」を「⑤ NPOへの寄附の促進」に、「…がNPO法人に関心を…」を「…がNPOに関心を…」に、それぞれ改めます。

番号	該当頁	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
10	P.20	<p>(具体的な取組について意見)</p> <p>教育・研究機関との連携に際しては、特にナツボラの実施に関しては県教育委員会や市町村教育委員会を巻き込み連携を強化する方向性が示されるべきと考える。</p>	<p>ナツボラについては、P.24の【具体的な取組と目標等】の基本方針Ⅰの実施項目①の「③ 教育・研究機関と連携した次世代の担い手育成」の「実施団体(担当課)」欄に、県教育委員会の高等学校課、文化生活スポーツ部の私学・大学支援課を実施団体として記載しており、連携して取り組むこととしております。</p>